

(略)

東京都監査委員	山	内	晃
同	早	坂	義 弘
同	茂	垣	之 雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和 3 年 4 月 1 4 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、虚偽申請によって介護サービス事業所の指定を受けた事業者が不正に請求して受領したとする介護給付費及び介護扶助費の都負担分について、当該事業者らから不当利得として都に返還させること及び都内区市町村に当該事業者に対して返還させていないことの怠る違法の確認等を求めているものと解される。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

ところで、介護保険の保険者は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 3 条第 1 項において市町村及び特別区と定められており、保険給付を行うことの可否の判断等は市町村及び特別区が行うものであって都の財務会計上の行為には当たらない。

この点、請求人は、介護保険の原資の一部に都費が充てられていることからすれば都に損害が発生していることになることと主張して、都に対し不当利得の返還や損害賠償などを求め、都が各区市に対しそれらを返還させないことなどの怠る違法の確認を求めている

る。確かに、介護保険法第123条によれば、都は、市町村及び特別区に対し介護給付等に要する費用の一定割合に相当する額を負担することとされている。

しかしながら、住民監査請求の対象となるのは、あくまでも当該地方公共団体の財務会計上の行為に限られる。請求人は、不正な申請に基づき介護給付費等を支出をした各区市への返還状況が十分でないことなどを主張・疎明しているが、これら介護保険における保険給付をはじめとする事務は、介護保険法に基づく保険者である区市が定める財務会計規程その他関連法令等に基づき区市が適正かつ適切に行うべきものであって、その不当利得についても区市が徴収するものである。請求人は、都が各区市に対し不当利得の返還をさせることを怠ったなどと主張しているが、帰するところ、各区市の財務会計上の行為を対象としており、都の財務会計上の行為の違法・不当を具体的に摘示しているものではないから、介護給付費に係る本件請求は都の住民監査請求の対象とはならない。

このことについては、県が財団法人に支出したことが違法な公金の支出に当たるのかなどが争われた平成24年9月24日新潟地方裁判所の判決で、財団法人の運用財産の原資が県費であるからといって、県と財団法人の法人格を同一視することはできないから、財団法人が行った補助金申請者に対する支出を問題とする訴えは、県の財務会計行為を対象とするものとは認められない旨判示している。

また、請求人は、生活保護費の返還等も求めているが、区市における生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関は区市であり、請求人の主張・疎明する介護扶助費の支給も区市の財務会計上の行為であるから、介護扶助費に係る本件請求も都の住民監査請求の対象とはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。